

第7回

平成26年11月11日

# 著作物 編集著作物 データベース

白鷗大学  
杉山 務

## 編集著作物

10条

(編集著作物)

**12条1項** 編集物(データベースに該当するものを除く。以下同じ。)でその素材の選択又は配列によつて創作性を有するものは、著作物として保護する。

2 前項の規定は、同項の編集物の部分を構成する著作物の著作者の権利に影響を及ぼさない。

(データベースの著作物)

**12条の2** データベースでその情報の選択又は体系的な構成によつて創作性を有するものは、著作物として保護する。

## 編集著作物

既存の著作物が素材(二次的著作物)

- ・ 新聞
- ・ 雑誌

新規な著作物

- ・ 職業別電話帳
- ・ 列車時刻表
- ・ 人名録
- ・ 百科事典

内面形式を維持しながら外面形式を大幅に変更

- ・ 脚色, 映画化, 小説を児童向けにリライト, ダイジェスト
- 小説の演劇化, 美術著作物の異種複製(写真, 彫刻)

**Q: 原著作物の権利者の許諾を得ない二次的著作物は適法に成立し, 権利主張できるか。**

## 編集著作物

10条

(編集著作物)

**12条1項 編集物**(データベースに該当するものを除く。以下同じ。)でその素材の選択又は配列によって創作性を有するものは、著作物として保護する。

2 前項の規定は、同項の編集物の部分を構成する著作物の著作物の権利に影響を及ぼさない。

**編集著作物の特徴は**

- ① 素材の選択又は配列によって創作性を有するもの
- ② 素材を著作物に限定しない
- ③ 素材の利用が適法であることを要しない

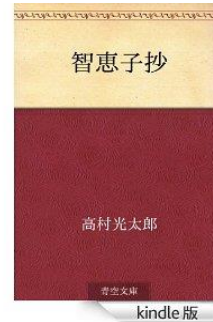
## 智恵子抄事件

最三050330

高村光太郎以外の者が「智恵子抄」の編集に関与した事実があるとしても、格別の事情の存しない限り、光太郎自らもその編集に携わった事実が推認される

本件編集著作物である「智恵子抄」は、詩人である高村光太郎が既に公表した自らの著作に係る詩を始めとして、同人著作の詩、短歌及び散文を収録したものであって、その生存中、その承諾の下に出版されたものであることは、原審の適法に確定した事実である。

そうすると、仮に光太郎以外の者が「智恵子抄」の編集に関与した事実があるとしても、格別の事情の存しない限り、光太郎自らもその編集に携わった事実が推認されるものであり、したがって、その編集著作権が、光太郎以外の編集に関与した者に帰属するのは、極めて限られた場合にしか想定されないというべきである。



智恵子抄 [Kindle版]  
高村光太郎 (著)  
Kindle 価格: ¥ 0

## 「今日の治療薬 解説と便覧2007」編集著作物事件

東京地裁240831

「薬剤」選択の創作性等編者の個性が表れていると認めることができる場合があるものといえるが、原告書籍一般薬便覧部分の個々の具体的な薬剤の選択における創作的表現が被告書籍一般薬便覧部分において利用されているものと認めることはできない

「薬剤」の配列の創作性は、原告書籍一般薬便覧部分の個々の具体的な薬剤の配列において創作性が認められるとしても、個々の具体的な薬剤の配列における表現は、原告書籍一般薬便覧部分の創作的表現と類似しているものと認められない



「薬剤」の選択は、ありふれたものであって創作性を認めることができない

「漢方処方名」の配列の創作性等についても、編集著作物に該当するものと認められない。「漢方薬薬剤情報」の選択や配列においても創作性を有する編集著作物に該当するものと認められないとして原告書籍漢方薬便覧部分の複製又は翻案を否定

## アメリカ語要語集事件

東京高裁601114

3,000前後の標準的なアメリカ語の単語、熟語及び慣用句を使用頻度に従って**選び出し**、これらを見出し語としてアルファベット順に**配列**し、各見出し語に続けてその日本語訳を付し、その大部分のものについて見出し語を用いた慣用句及び文例並びにこれらの日本語訳を付した「アメリカ語要語集」と題する**英和辞典**は、**語句及び文例の選択及び配列に創意を凝らして創作**されたものとして、編集著作物に当たる

## 「用字苑」事件

名古屋地裁620318

著作権法12条1項の規定は「**素材が単なる事実、データ等であっても、その収集、分類、選択、配列が編集者の一定の方針あるいは目的のもとに行われ、そこに独創性を見いだすことができれば、全体を著作物として扱う旨を明らかにしている**」ところ、**現代において使用されている漢字をその読み仮名を付して収録した辞典(用字苑)**は、編集著作物に当たる

## コムライン事件

東京地裁060218

### 個々の新聞記事に著作物性を認めた

客観的な事実を素材とする新聞記事であっても、収集した素材の中からの記事に**盛り込む事項の選択**と、その**配列、組み立て**、その文章**表現の技法**は**多様な選択、構成、表現が可能**であり、新聞記事の著作者は、収集した素材の中から、一定の観点と判断基準に基づいて、記事に盛り込む事項を選択し、構成、表現するのであり、著作物という程の内容を含む記事であれば直接の文章表現上は客観的報道であっても、選択された素材の内容、量、構成等により、少なくともその記事の主題についての、**著作者の賞賛、好意、批判、断罪、情報価値等に対する評価等の思想、感情が表現**されている

## データベース著作物

(データベースの著作物)

**12条の2** データベースでその情報の選択又は体系的な構成によつて創作性を有するものは、著作物として保護する。

**2条1項10号の3** データベース 論文、数値、図形その他の情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。

### 文献データベース

文献タイトル, 書誌的事項, 要旨・抄録, 主題, キーワード, 分類

### ファクトデータベース

文字, 数値, 画像, 図面

データベースを考える場合**ビッグデータ**は欠かせない  
著作権法との関係はまだ流動的

## データベース著作物

### 作成手順

#### 情報の収集・選定

特許明細書, 学術文献, 企業財務データ, 学術データ  
新聞記事, 判例

#### 体系の設定

フォーマット作成; 情報の項目, 構造, 形式, 分類体系

#### 情報の分析・加工

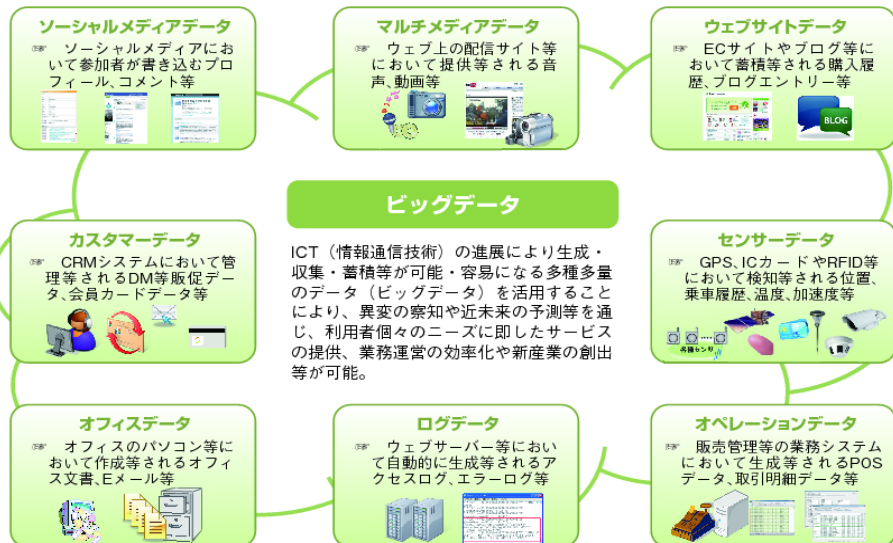
情報の補正, 信頼性の確認, 単位の統一  
コーディング, キーワード付与

#### 情報の蓄積・管理

利用性のよいデータ蓄積

### ビッグデータを構成する各種データ(例)

図表2-1-4-1



総務省トップ > 政策 > 白書 > 24年版 > ビッグデータとは何か

## ビッグデータ活用のイメージ

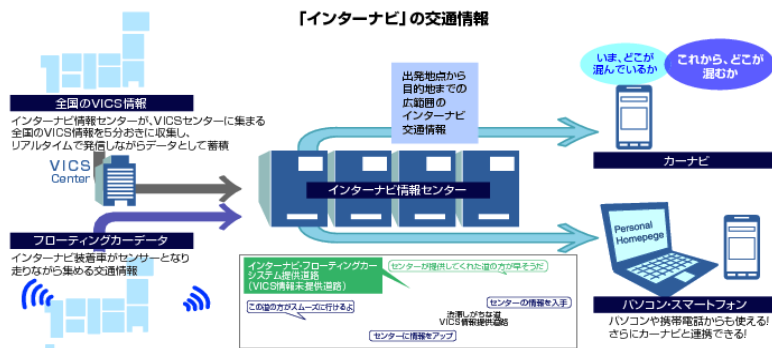
図表2-1-4-2

●データの収集・把握技術、大量のデータを分析可能な状態で蓄積する技術、大量のデータを高速で分析する技術などビッグデータ活用を支える技術や各種サービスが登場し、様々な活用例を生み出している。



## 「インターナビ」の交通情報

図表2-1-4-4



情報通信審議会ICT基本戦略ボード「ビッグデータの活用に関するアドホックグループ」資料により作成

## 国内における取組事例

### 楽<sup>R</sup>天 Infoseek 楽<sup>R</sup>天

- ① ターゲティング広告について、リアルタイム性を加味したデータベースシステムにより、会員の多種多量に及ぶデータを集約・分析
- ② 数千万人の会員の属性、数千万点の商品購入履歴、各種サービスの利用履歴、会員ランキング、ポイント活用等のデータを日次等で分析し、顧客特性等に応じた広告等を配信
- ③ 会員が2つ以上の他サービスを利用する割合が2007年の31.4%から2009年6月に38.2%に向上し、また、クリック率や購買率が数倍に上昇。

### カブドットコム証券

わたしたちはMUFJです。



- ① 投資情報について、分散処理ソフト「Hadoop」(ハドゥーフ)を組み込んだシステム等により、ツイッター等のソーシャルメディア上のデータを分析
- ② 46者の対象銘柄について、1日当たり約900万行のソーシャルメディア上のデータを収集し約4万3千のキーワードで絞り込み、登場頻度と株価動向の相関関係等を分析
- ③ 今後、対象銘柄の増加や分析精度の向上等の開発により、新たな投資情報サービスの提供が期待

### 国土交通省 関東地方整備局



MINISTRY OF LAND, INFRASTRUCTURE, TRANSPORT AND TOURISM, KANTO REGIONAL DEVELOPMENT BUREAU

東京都



- ① 平成24年2月に開通した「東京港臨海道路」の東京ゲートブリッジについて、多数のセンサーにより、橋のひずみや振動を常時検知し、橋の破損状況をデータとして把握可能
- ② 橋を通過する車両の重さを算出することにより、過積載を遠隔監視し、橋への負担や事故につながる車両の走行を防止することも可能

### 徳島大学病院 Tokushima University Hospital



- ① EHR(電子健康記録)について、分散処理ソフト「Hadoop」やデータ管理ソフト「Cassandra」等を組み込んだシステムにより、医療機関等の診療等データを集積し、疾病を管理・分析
- ② 徳島大学病院や保健センター等のデータを同院内のサーバーに蓄積し、診療所20カ所の検査結果等を集約・分析
- ③ 慢性疾患対策の観点から、継続的な健康情報の管理により、包括的な疾病予防管理サービスの提供が期待

(出典)情報通信審議会ICT基本戦略ボード資料

## 海外における取組事例

### SANTA CRUZ



- ① 窃盗事件について、余震予測システムをベースとした犯罪予測システムにより、過去8年分及び日々更新される犯罪データを分析
- ② 同市内を500フィート(約152メートル)四方のエリアに区切り、最も犯罪が起きる可能性の高い地域トップ10が警察官に伝送
- ③ 市民からの呼出が増加する一方で、警察官数が減少する現状におけるより効果的な人員配置や、窃盗事件に対する抑止効果が期待

### UOIT



- ① 新生児集中治療について、予測分析システムにより、新生児に装着されたセンサーから送られてくるバイタル・データ(体温、心拍数、血圧値など16種類)をリアルタイムで収集・分析
- ② 予め登録された新生児の平均データから成る基準モデルと比較し、心臓停止や院内感染などの罹患リスクの存在を伝達
- ③ 看護師による直接診断より6～24時間早く新生児の容態異常が検知可能となり、また、複数患者の同時観察により院内感染予測等に寄与

### T-Mobile



- ① 解約者について、1ペタバイトを超える大規模なデータ分析システムにより、3,400万人の契約者データを分析
- ② 2週間分の分析により、一定の契約者グループの中の1人が解約し事業者を乗り換えた場合、同じグループの契約者が一般的な契約者と比較して7倍高い確率で乗り換えていることが判明
- ③ 分析結果を踏まえ、解約する前に、契約者に対し、ピンポイントで優遇キャンペーン等を打つことが可能となり、経営が改善

### shopperception



- ① マイクロソフト社のモーションセンサであるKinectを活用し、スーパー等の小売分野において、買い物客の行動を分析
- ② 陳列棚におけるどの商品に客が手を伸ばす回数が多いのか等について、リアルタイムでセンシングし、ヒートマップによる見える化や最適に商品配置
- ③ 商品を一旦手に取った後に陳列棚に戻す顧客に対し、デジタルサイネージ等の活用により、当該商品に関する広告をリアルタイムに提供

(出典)情報通信審議会ICT基本戦略ボード資料



## 編集著作物

裁判例

- 1 米国新聞抄訳事件 東京高裁061027 +
- 2 会社案内事件 東京高裁070131 +
- 3 商品カタログ事件 大阪地裁070328 +
- 4 ウォール・ストリート・ジャーナル事件 東京地裁050830 +

## ウォールストリートジャーナル(ニューヨーク版)の表紙



## 米国新聞抄訳事件 東京高裁061027

編集著作権の成立を米国新聞社の発行する英字新聞の紙面について認めた上、右新聞の記事等の核心的事項を抄訳したもの等を配列した文書につき、対応する特定日付けの右新聞の**翻案**に当たり、その文書の作成、頒布は右新聞の**編集著作権を侵害**するものであるとされた事例

記事の抄訳を分類して配列した**文書**は英字日刊新聞「**THE WALL STREET JOURNAL**」に依拠して作成されたものであり、内容において、記事の核心的事項である新聞が伝達すべき価値あるものとして選択し、記事に具現化された客観的な出来事に関する表現と共通している以上、新聞における記事等の配列と類似していることが認められるから、対応する特定の日付の新聞の翻案に当たり、文書の作成・頒布は新聞の編集著作権を侵害する

編集担当者は、記者等が作成する原稿に基づいた報道記事、社説及び論評など**多数の素材を一定の編集方針に従い、ニュース性を考慮して取捨選択した上、分析、分類して紙面に配列**しており、このような紙面構成は、前記編集担当者の精神的活動の成果であり、またその新聞の個性を形成するものであるから、特定の日付の紙面全体は、素材の選択及び配列に創作性のある**編集著作物である**。

## ウォールストリートジャーナル事件 (東京高裁6年10月27日)

米国の新聞「ウォールストリートジャーナル」の記事を和文抄訳  
発行者が著作権者に無断で翻訳・抄録した文書を有料配布し  
たことに対し、著作権者が差止請求

(法30条以下)これらの規定から直ちに、わが国においても、一般的に公正利用(**フェアユース**)の法理が認められるとするのは相当でなく、著作権に対する公正利用の制限は、著作権者の利益と公共の必要性という、対立する利害の調整の上に成立するものであるから、これが適用されるためには、その**要件が明確に規定されていることが必要**

## 会社案内パンフ事件 東京高判070131

文章と写真の組合せからなる会社案内について、**編集著作権の侵害を認定**

会社案内の特徴は、企業理念、業務内容、実績、企業の概要等を通じて企業の実態を表現するに当たり、イメージ写真を、記事内容を展開して行く上のつなぎ目場面や記事内容自体を象徴するものとしてそれぞれ使用し、さらに、空白部分を多く用いることにより、情報を開示しながら、全体として、優しさと簡素を基調とした会社案内としての特徴を顕現しているものと評価することができるものである。

殊に、イメージ写真は、全体の構成中に占める位置及び記事内容の重要性等に照らして、中心的な役割を果たしているものといえることができるものであって、このような**素材の選択及び配列に創意と工夫が存するもの**と認めることができるから、著作権法12条の編集著作物に当たる。

## 商品カタログ事件 大阪地裁070328



本件カタログにおける工夫は結局のところ**素材の配列又は選択の創造性に過ぎない**というべきであり、本件カタログはその性質上個々の写真に示された商品を印象づけることを意図して制作されたものであって、**ストーリー性を持った読み物とまでいうことはできないから全体として一個の創造性ある著作物**ということとはできない」

編集著作権においても、保護の対象とするの、素材の選択、配列についての具体的な表現形式であるから、**素材において**本件カタログと全く異なるYカタログが本件カタログ編集著作権を侵害するものであるということとはできない」

## ま と め

ご清聴 ありがとうございました。

杉 山 務